

DCプランナーのためのスキルアップ塾④

「スキルアップ生活設計」

相続税法改正について

一生のうち誰でも一度は経験する相続。逆に言うと、あまり経験しないものだけに、あるいは、日頃身近なものではないだけに、いざ遭遇すると逡巡してしまうというのが相続時の事務手続きとということになるかもしれません。

特に近年、相続時にまつわる税金、つまり相続税に関する税制改正が相次いで発表されています。それがどのような内容で、どのような影響を及ぼすのかを見ていきましょう。



田中卓也税理士事務所 代表

田中 卓也 (たなか たくや)

プロフィール／東京・池袋駅近至便な事務所にて開業。25年のキャリア“正しい決算・申告だけで満足です”の理念のもと経営改善支援サービスを中心とした事務所経営を展開。事前予約および来所を条件に、相談料不要の“お試し相談”実施中。税理士・CFP®

●相続税法の基礎控除の縮小

近年の相続税の改正で一番大きなものが相続税の基礎控除に係る改正です。

相続税の基礎控除とは、故人が所有していた財産のうち、一定金額までは相続税の申告を行う必要がないボーダーラインと捉えてください。故人が所有していた財産を評価した額を遺産の総額とすると、**遺産の総額 ≤ 基礎控除**であれば、相続税の申告も納税も行う必要がないのですが、逆に**遺産の総額 > 基礎控除**であれば、相続税の申告を行う必要が出てくるということになります。

この相続税の基礎控除に係る改正は、具体的には2014年12月31日までに発生した相続であれば、**5,000万円+(1,000万円×法定相続人の数)**であったものが、2015年1月1日以降に発生した相続になると、**3,000万円+(600万円×法定相続人の数)**に縮小されました。

●相続税の基礎控除の縮小と相続税の申告件数

では、この税制改正がどのように相続税の申告実務に影響を与えているのでしょうか。右に2つの図表があります。

図表1は亡くなられた方(被相続人)のうち、どの程度の割合の人が相続税の課税対象となったかの近年の推移を表したのですが、2014(平成26)年と2015年とでは4%台から8%台に跳ね上がっているのが理解できます。

図表2の課税対象被相続人数は2014年と2015年とではやはり2倍に増えていることが分かります。従って、「**基礎控除の縮小という税制改正に伴って相続税の課税対象となる人が2倍に増えた**」ということが結論づけられるのではないのでしょうか

●相続人個々人の税負担に影響する税制改正

上記で紹介した相続税の基礎控除縮小という税制改正は、相続税の課税ベースの引き上げを狙った税制改正と言えるでしょう。つまり、相続税の全体像に関わる税制改正と言えます。

一方、納税者個々人の税負担という観点から見ると、財産評価や財産評価にまつわ

る特例に関する改正は税負担額に直接的に影響を与えます。その代表例が小規模宅地の評価減の規定なのですが、このうち特定居住用宅地等の適用要件の一部が厳格化された税制改正が2018年に行われ、2019年4月から施行されます。

●現行の特定居住用宅地等の小規模宅地の評価減とは

右上の図表3は、小規模宅地の評価減の全体概要です。このうち改正されたのは特定居住用宅地等の適用要件の一部なのですが、まずは評価減割合の全体像を見ていきましょう。

評価減割合自体に変更はなく、上記のように相続開始直前における宅地等の利

図表1 相続税の課税割合の推移



図表2 被相続人全体と課税対象被相続人の推移



(出典)いずれも、国税庁「相続税の申告状況の概要」より(なお、年号は西暦表記に変更)。

図表3 小規模宅地の評価減の宅地の利用区分と限度面積と減額割合

被相続人等の事業の用に供されていた宅地等	要件	限度面積	減額される割合
貸付事業以外の事業用の宅地等	① 特定事業用宅地等に該当する宅地等	400㎡	80%
	② 特定同族会社事業用宅地等に該当する宅地等	400㎡	80%
	③ 貸付事業用宅地等に該当する宅地等	200㎡	50%
	④ 貸付事業用宅地等に該当する宅地等	200㎡	50%
	⑤ 貸付事業用宅地等に該当する宅地等	200㎡	50%
被相続人等の住居の用に供されていた宅地等	⑥ 特定居住用宅地等に該当する宅地等	330㎡	80%

(出典)国税庁「タックスアンサー 1124の特例」より

用区分に応じて、限度面積まで8割の評価減(あるいは5割の評価減)を受けることができるというものです。例えば、遺産の中に特定居住用宅地等が含まれその評価額が1億円であった場合、80%減額され2,000万円の評価額で済むことになります。従って、「できれば小規模宅地の評価減を活用したい」と考えるのではないのでしょうか。

●特定居住用宅地等の要件が厳格化

ただ、一方で、形骸化した適用要件の当てはめは、小規模宅地の評価減の趣旨に反するとのことで2018年4月1日以降の相続発生時における特定居住用宅地等の要件が厳格化されたというのが、ここでの税制改正での重要な点です。以下、ポイントを見ていきます。

- 2018年3月31日以前の相続発生時における被相続人の配偶者でも同居親族でもない者に対する特定居住用宅地等の要件は、
1. 被相続人に配偶者がいないこと
2. 居住制限納税義務者または非居住制限納税義務者のうち日本国籍を有しない者ではないこと
3. 相続開始の直前において被相続人の居住の用に供していた家屋に居住していた相続人がいないこと
4. その宅地等を相続開始時から相続税の申告期限まで有していること
5. 相続開始時に、取得者が居住している家屋を相続開始前のいずれの時点においても所有

していたことがないこと

6. 相続開始前3年以内に日本国内にある取得者、取得者の配偶者、取得者の3親等内の親族または取得者と特別の関係がある一定の法人が所有する家屋に居住したことがないこと

が加わりました。これにより「特定居住用宅地等の適用を受けたいがための譲渡や名義変更することで小規模宅地の評価減を活用する」ことや、「自らは相続しないけれど孫に相続させ、居住権は変わらないまま、小規模宅地の評価減だけ活用する」といったこともできなくなりました。

●特定居住用宅地等の要件の経過措置

ただ、2020年3月31日までに発生した相続であれば、従前の要件を満たせば特定居住用宅地として扱うこと、また、2020年4月1日の相続であっても、2020年3月31日以前に当該宅地等の上に存する建物の新築、増築を行い、かつ、当該工事の完了前に相続が発生すれば、引き続き特定居住用宅地等に該当する旨の経過措置も同時に発表されています。

例えば2015年1月にB物件に居住していたbさんが同年同月B物件を売却し、母親が居住するA物件を相続したとします。この場合、2018年3月31日以前に相続により取得したのか、2018年4月1日～2020年3月31日までに相続により取得したのか、2020年4月1日以後に相続により取得したのかで考え方を切り分ける必要があります。



●2018年3月31日以前に相続により取得したケース

改正前では「相続開始前3年以内に日本国内にある取得者又は取得者の配偶者が所有する家屋に居住したことがないこと」というのがポイントです。従って、売却した2015年1月から相続により取得した日まで3年を経過しているかどうか、特定居住用宅地等に該当するかどうかの基準になるでしょう。

●2018年4月1日～2020年3月31日までに相続により取得したケース

売却した日が2015年1月だとすると、「相続開始前3年以内に日本国内にある取得者又は取得者の配偶者が所有する家屋に居住したことがないこと」というポイントはクリアしていることになります。2020年3月31日までに発生した相続であれば、従前の要件を満たせば特定居住用宅地等に該当するので、このケースではこの経過措置の対象となります。

●2020年4月1日以後に相続により取得したケース

原則としては税制改正後の「相続開始時に、取得者が居住している家屋を相続開始前のいずれの時点においても所有していたことがないこと」に該当しますので、特定居住用宅地等に該当しません。ただし、経過措置の中に「2020年3月31日以前に建物の新築、増築を行い、かつ、当該工事の完了前に相続が発生」することを要件に特定居住用宅地等の適用が認められているので、こちらの適用を検討することになります。

このとおり、近年相続税改正には全体像に関わるもの個々人の税負担に関わるものとが混在しています。改正内容はもちろんですが、どのような影響が出てくるのかにも留意しておく必要があるでしょう。